

消防危第 173 号
令和 3 年 8 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

令和 2 年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故状況について

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条の 3 の規定に基づき、消防機関に届け出なければならぬ圧縮アセチレンガス等の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（以下「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質」という。）の事故防止対策につきましては、平素より御尽力を賜り感謝申し上げます。

この度、昨年度から調査をお願いしている標記の件について、令和 2 年中の調査結果を別添のとおり取りまとめました。

貴職におかれましては、本調査結果による事故の概要を十分考慮し、今後とも圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質による事故防止に御配慮くださいますようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知くださいますようお願いいたします。

連絡先	消防庁危険物保安室 岡田、平野、秋山
電 話	03-5253-7524(直通)
F A X	03-5253-7534

別添

令和 2 年中の圧縮アセチレンガス等の
消防活動阻害物質に係る事故統計表

令和 3 年 8 月
消防庁危険物保安室

令和2年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の概要

○圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質とは

消防法（昭和23年法律第186号）第9条の3の規定に基づき、消防機関への届出を要する圧縮アセチレンガス等の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質として政令で指定されているもの（以下「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質」という。）をいう。指定されている物質及び数量は次のとおり。

1	圧縮アセチレンガス	40キログラム以上
2	無水硫酸	200キログラム以上
3	液化石油ガス	300キログラム以上
4	生石灰（酸化カルシウム80%以上を含有）	500キログラム以上
5	政令別表第1で定める毒物 （例：シアン化ナトリウム ふっ化水素 りん化水素）	総務省令で定める数量 30キログラム以上 30キログラム以上 30キログラム以上
6	政令別表第2で定める劇物 （例：アンモニア 塩化水素）	総務省令で定める数量 200キログラム以上 200キログラム以上

1 事故の発生状況

令和2年中に発生した、消防法第9条の3の規定に基づき消防機関に届出を要する圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質の火災事故、漏えい事故及びその他事故のうち、消防が覚知したものの件数及び人的被害は、第1表のとおりである。

圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質の総事故件数は、67件（前年60件）で、人的被害は死者1人（前年0人）、負傷者42人（前年22人）となっている。

第1表 令和2年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る総事故件数及び人的被害

区 分	年・増減	令和2年	令和元年	増 減
		(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)
事故件数(件)		67	60	7
	火 災	22	14	8
	漏えい	40	40	0
	その他	5	6	△1
死傷者数(人)		43	22	21
	死 者	1	0	1
	負傷者	42	22	20

※事故区分その他の内訳は、風水害により容器が河川へ流されたもの、物質が付着したことや引火したことにより受傷したもの等である。

2 火災事故

(1) 火災事故の発生及び人的被害の状況

令和2年中に発生した圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故の件数は22件（前年14件）で、人的被害は死者1人（前年0人）、負傷者26人（前年2人）となっている。

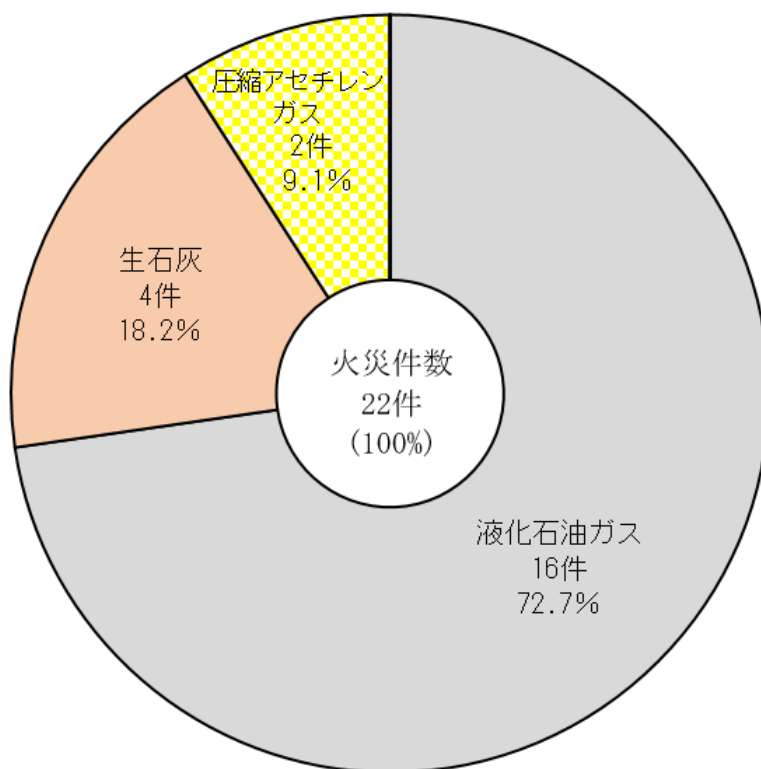
第2表 令和2年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故件数及び人的被害

年・増減	令和2年	令和元年	増減 (イ)-(ロ) (h)
区分	(イ)	(ロ)	(h)
火災件数(件)	22	14	8
死者(人)	1	0	1
負傷者(人)	26	2	24

(2) 火災事故の内訳

令和2年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故の内訳は、第1図のとおりである。

液化石油ガスによる事故が16件（72.7%）で最も多く、次いで生石灰による事故が4件（18.2%）、圧縮アセチレンガスによる事故が2件（9.1%）の順となっている。



第1図 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故の内訳（令和2年中）

3 漏えい事故

(1) 漏えい事故の発生及び人的被害の状況

令和2年中に発生した圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故の件数は、40件（前年40件）で、人的被害は死者0人（前年0人）、負傷者が11人（前年17人）となっている。

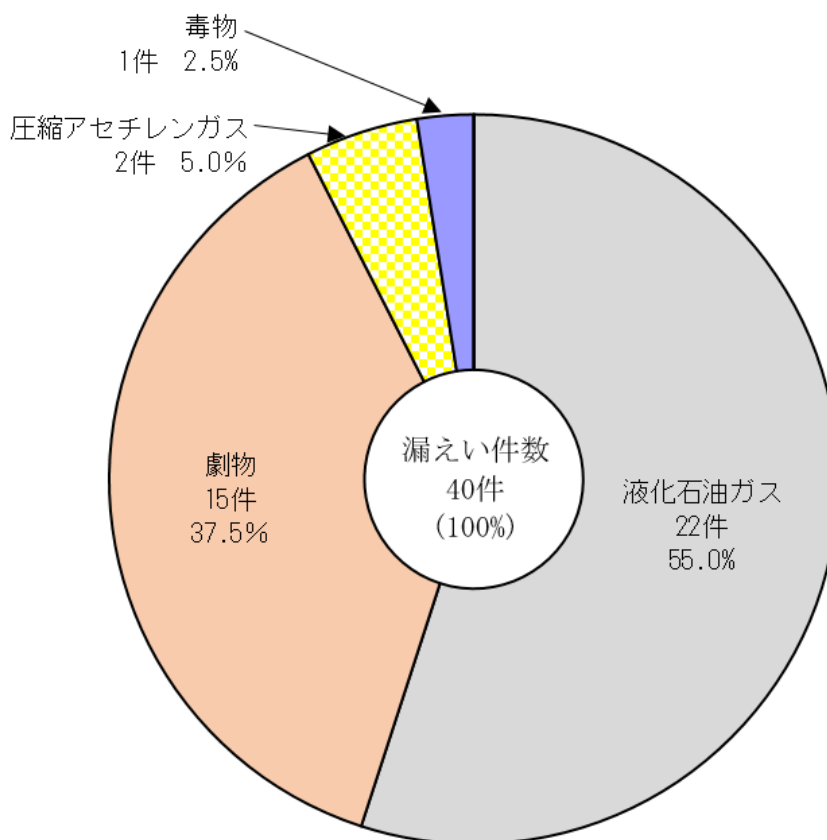
第3表 令和2年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故件数及び人的被害

年・増減	令和2年	令和元年	増減 (イ)-(ロ)
区分	(イ)	(ロ)	(ハ)
漏えい件数(件)	40	40	0
死者(人)	0	0	0
負傷者(人)	11	17	△6

(2) 漏えい事故の内訳

令和2年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故の内訳は、第2図のとおりである。

液化石油ガスによる事故が22件（55.0%）で最も多く、次いで劇物による事故が15件（37.5%）、圧縮アセチレンガスによる事故が2件（5.0%）の順となっている。



第2図 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故の内訳（令和2年中）

- 別表第1 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故件数（全国）
- 別表第2 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故件数（全国）
- 別表第3 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の概要（全国）
- 別表第4 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る届出数（都道府県別）

別表第1

圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故件数（全国）
（令和2年1月1日～令和2年12月31日）

物質の区分 発生件数等	物質の区分						計
	圧縮アセチレン ガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	政令別表第1 に定める毒物	政令別表第2 に定める劇物	
件数	2	0	16	4	0	0	22
死者	0	0	1	0	0	0	1
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0
負傷者	1	0	25	0	0	0	26
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0

注) この表は、消防法第9条の3の規定により、貯蔵又は取扱いに際して、あらかじめ消防長又は消防署長に届け出ることを要する物質（消防法第9条の3ただし書きの物質を一部含む。）に係る火災（爆発のみに留まったものを含む。）事故について調査したもので、その記載については次による。

- 1 自損行為に起因するものを含む。
- 2 死者の欄には、爆発・火災事故で48時間以内に死亡が確認された者の数を記載した。
- 3 死者及び負傷者のうち、消防職員及び消防団員については、消防活動従事者の欄に再掲した。

別表第2

圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故件数（全国）
（令和2年1月1日～令和2年12月31日）

物質の区分 発生件数等	物質の区分						計
	圧縮アセチレン ガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	政令別表第1 に定める毒物	政令別表第2 に定める劇物	
件数	2	0	22	0	1	15	40
死者	0	0	0	0	0	0	0
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0
負傷者	0	0	1	0	0	10	11
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0

注) この表は、消防法第9条の3の規定により、貯蔵又は取扱いに際して、あらかじめ消防長又は消防署長に届け出ることを要する物質（消防法第9条の3ただし書きの物質を一部含む。）に係る漏えい事故について調査したもので、その記載については次による。

- 1 自損行為に起因するものを含む。
- 2 死者の欄には、漏えい事故は初診時において死亡が確認された者の数を記載した。
- 3 死者及び負傷者のうち、消防職員及び消防団員については、消防活動従事者の欄に再掲した。

別表第3

圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の概要（全国）

（令和2年1月1日～令和2年12月31日）

発生月日	都道府県	物質名		事故の区分			死者数		負傷者数		事故概要
		物質名詳細	硫酸	漏えい	その他	従消防活動者動	従消防活動者動				
1月19日	和歌山県	政令別表第2に定める劇物	硫酸		○						配管ラック接触部における外面腐食によって、配管に穿孔が発生し、濃硫酸約1.5リットル漏えいしたもの
1月22日	静岡県	液化石油ガス	/	○							共同住宅に設置された液化石油ガスの配管から、液化石油ガスが漏えいし、何らかの要因により着火したもの
1月28日	福井県	液化石油ガス	/		○						共同住宅北側にあるプロパンガスボンベ収納庫内（50キログラムボンベ4本×2系統）のボンベ残量が少量となり、その際に発生する残ガス臭（濃度が高くなった付臭剤）が、居室内でコンロを使用したことにより配管を通じ室内に残留し、その臭いが室内及び屋外へ拡散したもの
2月7日	栃木県	液化石油ガス	/	○							旅館に設置されている給湯器付近において火災が発生。バルクタンクの配管（給湯器付近）から何らかの要因により液化石油ガスが漏えいし、着火したと考えられるもの
2月10日	岐阜県	液化石油ガス	/	○							台所の末端二口ヒューズガス栓において、燃焼器と接続されていない末端ガス栓を誤開放し、漏れたガスがガスコンロの放電火花により着火したもの
2月18日	岐阜県	液化石油ガス	/	○					1		台所のガステーブル後方にあるガス栓ホースが何らかの原因により破損し、ガスが漏れ出し、調理中の炎に引火し、爆発を伴い出火したもの
2月19日	山口県	政令別表第1に定める毒物	ふっ化水素を含有する製剤			○				1	ふっ化水素酸が顔にかかり負傷したもの
2月22日	山口県	政令別表第1に定める毒物	ふっ化水素		○						ふっ化水素圧力計付近から漏えいしたもの
3月3日	愛知県	液化石油ガス	/	○							工場内の鑄型製造機を始動するため、着火した点火器をバーナーに近づけたところ、バーナーに液化石油ガスを供給するゴムホースの1本が外れていたため、漏れた液化石油ガスに着火したもの
3月11日	秋田県	圧縮アセチレンガス	/		○						強風によりアパートの液化石油ガスのボンベ庫が倒壊し、ガスボンベの配管から若干のガスが漏れ出したもの
3月12日	埼玉県	液化石油ガス	/		○						敷地内に設置された液化石油ガスのボンベ（集中供給方式：計19本）のうち、1本の連結ナットの緩み部分から液化石油ガスが漏れ出したもの

発生日	都道府県	物質名		事故の区分			死者数		負傷者数		事故概要
		物質名詳細	火災	漏えい	その他	従消防活動者	従消防活動者				
3月19日	北海道	液化石油ガス			○						液化石油ガスのバルク安全弁の交換作業中にガスが漏えいし、止められなくなったもの
4月9日	熊本県	生石灰		○							発電所の北側敷地内に堆積する廃竹に生石灰が大量にこぼれ落ちたため、水分を含んだ下部側の廃竹と化学反応により、時間の経過とともに蓄熱し、周囲の廃竹が煙煙状態を継続、さらに風に煽られて着火延焼拡大したもの
4月19日	埼玉県	液化石油ガス		○							共同住宅に設置された液化石油ガスポンペの高圧ホース接続部分のナットを何者かが緩め、噴出したガスに何らかの発火源を用いて引火させたもの
4月24日	山形県	液化石油ガス		○							溶断用燃料ガスのアクアガス（水素と酸素に液化石油ガスを添加したもの）に溶断火花が引火し、火災に至ったものと推定
4月25日	埼玉県	液化石油ガス			○						業者が廃棄予定の液化石油ガスバルクを回収した後、そく止弁が緩んでいたため、液化石油ガスが漏えいしたもの
4月28日	石川県	政令別表第2に定める劇物	硫酸		○				3		化学薬品（硫酸）をタンクローリーからタンクへ硫酸を移そうとした際にホースが破裂し、男性3名が約50リットルの硫酸を浴びたもの
4月29日	愛知県	政令別表第2に定める劇物	アンモニア		○						高圧ガス施設の配管からアンモニアガスが漏えいしたもの
5月6日	愛知県	液化石油ガス		○							ホテルに設置されているボイラー内部にあるガス供給圧力測定用検圧タップが外れ、液化石油ガスが漏えいし、ボイラー外部にあるバーナ送風機用電磁開閉器から発生した火花に引火し、火災に至ったもの
5月16日	岡山県	生石灰		○							屋外で貯蔵していた1トン土嚢袋入り生石灰が雨水との反応熱によって蓄熱し、1トン土嚢袋及びブルーシートが溶融、焼損したもの
5月17日	福島県	政令別表第2に定める劇物	ホルムアルデヒドを含有する製剤		○						ホルマリンをタンクへ移液作業中に、閉止すべき弁を閉止しなかったため、本作業で通液予定のないラインにホルマリンが流れ、そのラインに接続していた仮設ホースの結合部が外れ、ホルマリン約170リットルが防液堤内及び排水溝に漏えいしたもの
5月22日	山口県	政令別表第2に定める劇物	アンモニア		○						施設内で取り扱われていたアンモニアが、移送配管途中のバルブのガスケットが劣化していたことにより漏えいしたもの

発生日	都道府県	物質名		事故の区分			死者数		負傷者数		事故概要
		物質名詳細	火災	漏えい	その他	従消防活者数	従消防活者数				
5月28日	岩手県	生石灰		○							倉庫内で生石灰含有の土壌改良材をフレキシブルコンテナバックに収納し、積み重ねて保管していたところ、フレキシブルコンテナバックに水分が浸み込み生石灰と化学反応し発熱。反応熱が蓄積され、フレキシブルコンテナバックに着火し、隣接して置かれていた木製パレットに延焼拡大したものの
6月5日	島根県	液化石油ガス				○			1		工場内で従業員が溶解した鉄を一時的に保管する保持炉を温めるため、紙に火を付けた種火を使用して点検口から点火しようとした際に、保持炉内に滞留していた液化石油ガスに種火が引火。炎に煽られ、熱傷を負ったものの
6月13日	栃木県	液化石油ガス		○							ガス衣類乾燥機を使用中、ガス衣類乾燥機と液化石油ガスホースを繋ぐ継手金具のオーリングが変形していたため、接続部からガスが漏れ、漏れたガスにガス衣類乾燥機ガスバーナーの炎が引火したものの
7月4日	熊本県	生石灰		○							大雨により製品倉庫内に浸水し、倉庫中央の木製パレット上に積まれた生石灰袋の破けた箇所から水が混入したため、生石灰と水が化学反応を起こして発熱し、木製パレットが発火点に達して燃え広がったものの
7月8日	千葉県	政令別表第2に定める劇物	硫酸		○						硫酸タンクノズル部分から硫酸が漏えいしたものの
7月12日	和歌山県	政令別表第2に定める劇物	硫酸を含有する製剤		○						廃硫酸タンク底板の腐食により約150リットル廃硫酸が防油堤内に漏えいしたものの
7月13日	埼玉県	液化石油ガス		○							家屋解体工事中に単独棟のガス配管だと思いきやディスクグラインダーで切断していたところ、配管が隣住宅との集中配管であったため液化石油ガスが漏えいし、切断火花により着火し火災になったものの
7月13日	広島県	液化石油ガス				○					ホテルに設置された液化石油ガス容器が大雨による河川の増水により流されたものの
7月15日	山口県	政令別表第2に定める劇物	アンモニア		○						アンモニア陸送受入中に陸送側ローディングアームY型ストレーナから漏えいしたものの
7月27日	埼玉県	液化石油ガス			○						普通乗用車を駐車場に駐車しようとしたところ、アクセルペダルとブレーキペダルを踏み間違え、後方に設置されていたガスメーターの集中配管に衝突し、液化石油ガスが漏えいしたものの
7月30日	福島県	液化石油ガス		○			1		19		設置していた液化石油ガスのボンベから店内で何らかの原因で漏えいし、爆発が起こり、周囲複数の建物を損壊し、死者1名、負傷者19名が発生したものの
7月30日	広島県	政令別表第2に定める劇物	硫酸を含有する製剤			○			2		作業中の従業員2名の上腕から前腕に希硫酸が飛散したものの

発生日	都道府県	物質名		事故の区分			死者数		負傷者数		事故概要
		物質名詳細	火災	漏えい	その他	従消防活者動	従消防活者動				
8月3日	神奈川県	圧縮アセチレンガス			○			1		ガス溶接作業中、可燃性ガスに引火した炎が顔面、前頭部及び左前腕にかかり、Ⅰ度及びⅡ度熱傷したもの	
8月3日	大分県	圧縮アセチレンガス		○						アセチレン溶断機を使用中、火花が塩化ビニールシートに着火し火災に発展したもの	
8月4日	滋賀県	液化石油ガス		○				2		共同住宅に設置された液化石油ガスのボンベから、液化石油ガスを漏えいさせ、何らかの火源により放火した疑い。居住者2人負傷したもの	
8月8日	埼玉県	液化石油ガス		○				2		鉄製のガス配管をグラインダーで切断中に、配管内に残っていたガスが切断時に出た火花で引火したもの	
8月11日	千葉県	政令別表第2に定める劇物	塩化水素		○					塩酸タンク側板が開孔し、漏えいしたもの	
8月12日	広島県	政令別表第2に定める劇物	アンモニアを含有する製剤		○			4		危険物一般取扱所内で、アンモニアタンクに仮設配管を本設配管に変更する作業工程の中で、タンク下部からの仮設配管取り外し作業を実施中に、誤って本来外すべき部分以外の部分を外したため、作業員1名が内容物であるアンモニア水を顔面に浴びたものである。 内容物の漏えいを止めようとした別の作業員及び、同一室内にいた作業員3名も、気分不良等の症状を発症し、計4名が救急搬送されたもの	
8月13日	三重県	政令別表第2に定める劇物	硫酸		○					工場敷地内の屋外タンクに貯蔵されていた濃硫酸が、配管の腐食により漏えいしたもの	
8月13日	香川県	圧縮アセチレンガス			○					長屋敷地内プロパン庫付近でガス臭のため、市民からの通報で覚知したもの	
8月18日	栃木県	液化石油ガス			○					看板の支柱を設置するため、削岩機で地面を切削作業中、建物に液化石油ガスを供給しているバルク貯蔵の地中埋設配管を損傷し、液化石油ガスが漏えいしたもの	
8月18日	栃木県	液化石油ガス			○					外構工事のため重機で現場敷地内を掘削中、地中に埋設した配管の一部を破断し、ガスが漏えいしたもの	
8月20日	茨城県	液化石油ガス			○					球形タンク付帯フレアパイロットバーナー燃料ガス供給配管から、配管の外表面腐食によりプロパンガスが漏えいしたもの	

発生日	都道府県	物質名		事故の区分			死者数		負傷者数		事故概要
		物質名詳細	火災	漏えい	その他	従消防 事 活 者 動	従消防 事 活 者 動				
8月22日	山形県	液化石油ガス			○						屋外設置の液化石油ガスボンベ（50キログラム×6本）からマイコンメーターまでガス配管から若干の液化石油ガスが漏れたもの
8月30日	京都府	液化石油ガス			○						住宅団地の一角に設けられた集中供給方式の液化石油ガス貯蔵庫に隣接する住宅を解体撤去中、作業員が誤って液化石油ガスの配管を破損し、漏えいさせたもの
9月2日	福岡県	液化石油ガス			○						台風により保管庫が傾き、収容されていた液化石油ガス集合装置の集合管が折れ、ガスが漏れ出したもの
9月4日	群馬県	液化石油ガス			○						共同住宅に設置されていたプロパンガス収納庫が強風により転倒し、配管が破損してガスが漏れたもの
9月9日	千葉県	政令別表第2に定める劇物	塩化水素		○						塩酸タンク側板が開孔し、漏れ出したもの
9月9日	静岡県	液化石油ガス		○							グラインダーの火花がフランジから漏れ出した液化石油ガスに着火したもの
9月21日	神奈川県	液化石油ガス			○						屋外に設置された液化石油ガスのボンベと自動切替調整器のつなぎ目から、何らかの原因によりガスが漏れたもの
9月29日	福岡県	液化石油ガス			○						ガス臭有の通報によるもの。液化石油ガスボンベ庫から可燃性ガスを検知したため、ガス栓を閉鎖したもの
10月4日	栃木県	液化石油ガス			○						共同住宅に設置された液化石油ガスのボンベから、液化石油ガスが漏れ出したものである。ガス漏れの原因は、ガス容器置き場内のメーター装置側の配管部分と接合するパッキンの不具合によりガス漏れが起きていたもの
10月5日	広島県	圧縮アセチレンガス		○					1		軽トラックを解体するため、フォークリフトで持ち上げ、ドライブシャフトをアセチレン溶断機により切断しているとき、燃料タンクに引火し出火したもの
10月8日	和歌山県	政令別表第2に定める劇物	アンモニアを含有する製剤		○					3	農業の中間物質を製造する施設で、釜でアンモニアを吹き込み攪拌作業中に、作業員が誤ってバルブを開放したためアンモニアを含む危険物を漏れさせたもの
10月14日	島根県	液化石油ガス			○						空家解体作業中、集団供給設備供給管理設部立上がりからメーターまでを破損し、ガスが漏れ出したもの

発生日	都道府県	物質名		事故の区分			死者数		負傷者数		事故概要
		物質名詳細	火災	漏えい	その他	従消防活動者	従消防活動者				
10月17日	広島県	政令別表第2に定める劇物	アンモニア		○						85トンのアンモニアガスタンク供給配管の供給弁グラウンド部付近から漏えいしたもの
10月24日	大分県	液化石油ガス			○						交通事故によりコインランドリー敷地内に設置されているバルク貯槽のガス供給配管が破損し、ガスが漏えいしたもの
10月27日	埼玉県	液化石油ガス		○							下水切替工事中に液化石油ガス貯蔵設備から供給されている埋設ガス配管を、削岩機で損傷させガスが漏れていることに気がつかず、ディスクグラインダーを使用し鉄筋切断中に引火したもの
10月31日	千葉県	液化石油ガス			○						貯蔵庫内で、使用済みのボンベから残っていた液化石油ガスが漏えいしたもの
11月9日	熊本県	液化石油ガス		○				1			工場内のガス炉で従業員がガラス製品の加工中にガスを止めず炉の下からトーチを使い点火したことで、滞留している液化石油ガスに引火し、従業員が熱傷したもの
12月3日	和歌山県	液化石油ガス			○						共同住宅において、水道事業者が水道配管工事のため、地中削り作業中に埋設供給管を損傷し漏えいが発生したもの
12月3日	宮崎県	液化石油ガス			○						屋外ガスボンベ置場に設置されていた液化石油ガスボンベの集合管調整器から漏えいしたもの
12月4日	北海道	液化石油ガス			○						共同住宅に設置されている液化石油ボンベが空になったことによる着臭成分の臭気が漏えいしたもの
12月17日	千葉県	政令別表第2に定める劇物	硫酸		○						硫酸を海水と熱交換して冷却する設備にて漏えいが発生したもの
12月18日	福岡県	液化石油ガス			○			1			作業員がガス用ホースを使用してタンクローリーにプロパンガスを注入する作業を行っていたところ、結合部分が外れ、噴出したガスによって暴露し、作業員1名が負傷したもの

注) この表は、消防法第9条の3の規定により、貯蔵又は取扱いに際して、あらかじめ消防長又は消防署長に届け出ることを要する物質（消防法第9条の3ただし書きの物質を一部含む。）に係る事故について調査したもので、その記載については次による。

- 1 物質名欄には消防活動阻害物質の物質名（圧縮アセチレンガス、無水硫酸等）を、物質名詳細欄には政令別表第1又は第2に定める毒物又は劇物名を記入した。
- 2 事故の区分欄には、該当する区分欄に○印を付した。
- 3 死者の欄には、火災事故は48時間以内に、漏えい事故は初診時において死亡が確認された者の数を記載した。
- 4 死者及び負傷者のうち、消防職員及び消防団員については、消防活動従事者の欄に再掲した。

別表第4

圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る届出数（都道府県別）

（基準日：令和2年3月31日）

	圧縮 アセチレンガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	政令別表第1 に定める毒物	政令別表第2 に定める劇物
北海道	1862	54	16738	304	74	329
青森県	325	34	7048	127	77	145
岩手県	425	239	10410	93	56	92
宮城県	215	18	12039	55	39	154
秋田県	176	7	4718	50	37	96
山形県	349	12	4749	16	77	97
福島県	1609	83	12553	47	77	363
茨城県	645	307	16957	375	166	626
栃木県	463	32	9716	81	66	170
群馬県	1008	27	14984	38	83	295
埼玉県	764	34	25554	354	114	387
千葉県	997	147	11819	175	120	523
東京都	246	2	5278	71	448	609
神奈川県	1985	60	21900	164	221	513
新潟県	1008	47	6305	107	96	289
富山県	634	14	4331	18	68	202
石川県	118	10	10878	8	52	106
福井県	749	32	4293	13	71	215
山梨県	159	11	6495	29	22	37
長野県	1597	29	12667	120	79	107
岐阜県	2450	19	17220	31	24	141
静岡県	2590	106	22915	28	113	360
愛知県	1046	73	40491	86	355	913
三重県	1019	26	14267	20	105	285
滋賀県	529	16	5517	25	80	158
京都府	152	21	5095	9	56	130
大阪府	1275	58	11077	52	316	778
兵庫県	1491	44	14258	63	169	625
奈良県	118	4	3832	8	13	51
和歌山県	568	23	5327	16	22	158
鳥取県	450	4	3052	9	16	128
島根県	237	19	3534	48	34	62
岡山県	832	54	9494	64	47	162
広島県	1018	64	16986	75	51	257
山口県	541	64	6981	100	101	245
徳島県	230	33	4760	8	37	173
香川県	85	14	8383	13	82	193
愛媛県	321	14	12720	19	34	216
高知県	244	6	4444	64	68	95
福岡県	1631	22	21251	64	94	718
佐賀県	70	5	3670	35	70	84
長崎県	195	8	5035	23	49	83
熊本県	934	19	8884	67	48	100
大分県	112	9	6741	65	36	81
宮崎県	435	10	2016	29	8	71
鹿児島県	385	25	10632	100	75	131
沖縄県	655	1	4836	2	3	5
合計	34947	1960	492850	3368	4149	11758